

# 東村山市無電柱化推進計画

令和3年2月



# 東村山市無電柱化推進計画

## 目 次

はじめに .....	1
<b>1. 計画の目的と位置づけ .....</b>	<b>2</b>
1) 計画の目的 .....	2
2) 市における無電柱化の目的 .....	2
3) 計画の位置づけ .....	3
4) 計画の期間 .....	4
<b>2. 無電柱化の推進に関する基本的な方針 .....</b>	<b>6</b>
1) 市における無電柱化の現状 .....	6
2) 無電柱化の推進に関する基本的な方針 .....	8
<b>3. 無電柱化の推進に関する目標 .....</b>	<b>10</b>
1) 無電柱化の整備目標 .....	10
2) 無電柱化を推進する路線や地域の選定方法 .....	11
3) 無電柱化の手法 .....	14
4) コスト縮減の取り組み .....	15
<b>4. 無電柱化を計画的に推進するための施策 .....</b>	<b>16</b>
1) 広報・啓発活動 .....	16
2) 無電柱化情報の共有 .....	16
3) 関係者間の連携強化 .....	16
4) 財源の確保 .....	16
5) 市内全域における無電柱化の推進 .....	17
<b>参考資料① 国の無電柱化推進計画の主な内容 .....</b>	<b>18</b>
<b>参考資料② 東京都の無電柱化推進計画の主な内容 .....</b>	<b>19</b>
<b>参考資料③ 用語解説 .....</b>	<b>20</b>

## はじめに

東村山市では、これまで市の最上位計画として平成23年度から「東村山市第4次総合計画」を策定し将来都市像「人と人 人とみどりが響きあい 笑顔あふれる東村山」の実現に向けた市政運営を進めて参りました。この間にも、都市計画道路の整備や連続立体交差事業等、都市基盤整備を積極的に進めてきました。そして令和3年度からスタートする「東村山市第5次総合計画」で掲げる将来都市像「みどりにぎわい いろどり豊かに 笑顔つながる 東村山」の実現に向けて、より一層の新たな時代に対応した都市基盤整備が求められる時期を迎えています。

この間、全国各地においては、平成23年3月に発生した東日本大震災や令和元年9月に発生した台風15号では、電柱の倒壊により電力・通信機器に支障が生じただけでなく、倒壊した電柱や断線した電線が道路をふさぎ、救急活動や物資の輸送などの妨げとなる等、新たな防災機能の強化の必要性が生じてきました。また、日常生活においても、歩道や、道路上に設置された電柱は、歩行者や車いすの通行の妨げとなることがあり、張り巡らされた電線は良好な街並みや景観を損なうものとなっています。

国では、それらを改善していく取り組みとして、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進すること等を目的とした『無電柱化の推進に関する法律(以下、『無電柱化法』という)』を定め、平成28年に施行しています。この無電柱化法では、国や東京都が定める無電柱化推進計画を基本として、各市においても無電柱推進計画を策定するように努力義務を課しています。

東村山市としても無電柱化を推進し、国や東京都の方針に則した、更なる都市防災機能の向上や、日常生活における安全で快適な歩行空間の確保、良好な都市景観の創出を目指していきたいと考えています。

東村山市無電柱化推進計画は、これらの背景やこれまでの取り組みを踏まえ、より市民の皆様が暮らしやすいまちづくりを目指し、無電柱化を計画的に推進していくための基本的な方針、目標、施策等を定め、実施していくものです。